

箱崎キャンパス跡地利用協議会

第6回 協議資料

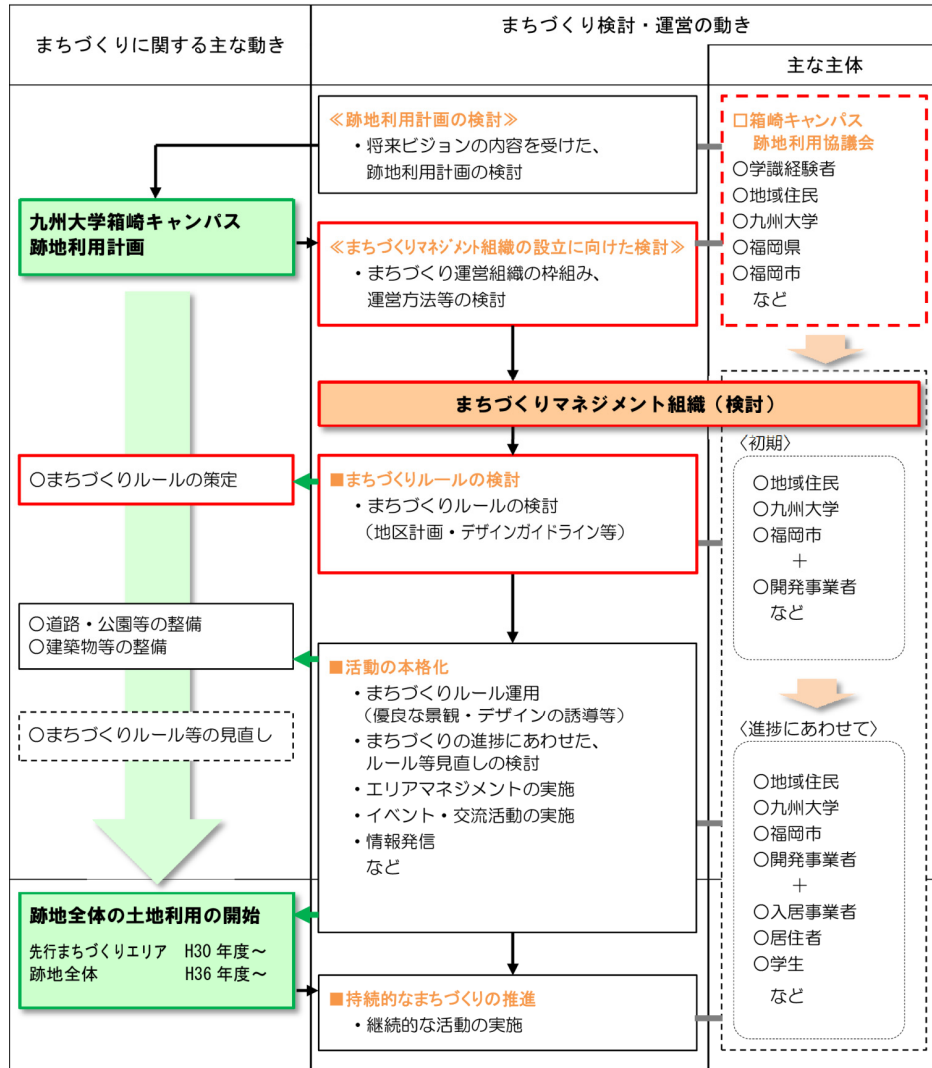
— 目 次 —

- 1. 跡地利用協議会の振り返り . . . 1, 2
- 2. まちづくりマネジメントの考え方 . . . 3, 4
- 3. 検討対象範囲の考え方 . . . 5
- 4. 土地利用の考え方 . . . 6
- 5. 歩行者動線・広場の考え方 . . . 7～8
- 6. 公園・緑のネットワークの考え方 . . . 8
- 7. 近代建築物の保存・利活用 . . . 9
- 8. 既存樹木の保存・利活用 . . . 9
- 【参考資料】 想定される都市基盤整備の手法 . . . 10

1. 跡地利用協議会の振り返り(跡地利用計画から抜粋)

<まちづくりマネジメントの検討>

■まちづくりマネジメント組織の役割



□ …跡地利用協議会における今後の協議内容等

<まちづくりの誘導手法>

(1) まちづくりルールの検討

100年後の未来においても誇れるまちづくりを進めるために、歩行者ネットワーク・オープンスペースの確保、緑空間の創出、まちなみ景観、土地利用の誘導、「大学100年の歴史と緑」の活用などについてルールを検討する。

①歩行者ネットワーク・オープンスペースの確保(歩行者空間形成)

- 民有地等における歩行者空間の確保や、街角広場の確保など、歩行者が安全・快適に歩ける空間の整備を進める。



■民有地内の緑豊かな歩行者空間の例
(渡辺通2丁目)

②緑空間の創出(緑化)

- 民有地等における緑の確保等をまちづくりルールに定めるなど、箱崎キャンパス地区のまちづくりの象徴となるような緑豊かな空間として、行政と民間が一体となった整備を進める。
- 沿道のセットバック空間・オープンスペースの緑化、建物の壁面緑化・屋上緑化などを適切に推進するために、まちづくりルールを定め、緑の確保を図る。

③まちなみ景観(景観)

- 建物や街角広場など、緑豊かで美しく、統一感のある街並み景観を誘導する。
- 統一感のある街並み、景観を誘導するために、建築物の高さ、デザイン、広告物等の規制など街並みを形成する要素に関するデザインの考え方・ルールを定め、それらに基づいた景観誘導を進める。
- 公共空間においても、色彩・デザインに配慮し、統一された美しい景観づくりを検討する。

④土地利用の誘導(土地利用)

1) まちづくりの方針に基づいた土地利用の誘導

- 「Ⅲ. まちづくりの考え方」や「Ⅴ. 土地利用の方針」に基づき、それらにふさわしい土地利用を誘導する。
- 九州や福岡都市圏など、広域から地域まで幅広いエリアへの波及効果を踏まえた誘導を図る。

2) にぎわいの創出

- 箱崎キャンパス地区の「顔」となる駅周辺地域において、生活利便機能、にぎわい・交流を創出する機能などを誘導する。
- 幹線道路沿道に立地する建物については、街角広場側に入り口を設ける、低層部に店舗等を立地させるなど、まちのにぎわいを創出するための仕掛けづくりを進める。

3) 周辺地域への配慮

- 新たな土地利用にあたっては、箱崎キャンパス地区周辺の土地利用に十分配慮する。

1. 跡地利用協議会の振り返り(跡地利用計画から抜粋)

⑤「大学100年の歴史と緑」の活用(保全)

1) 歴史文化資源の活用

- 九州大学を象徴する極めて評価の高い近代建築物(工学部本館、本部第一庁舎、正門門衛所、正門)については、保存・活用を前提に運営主体を探っていく。
- その他の近代建築物については、安全性に係る調査を継続し、運営主体による費用対効果を考慮して、保存・活用、記録保存等の取扱いを検討する。

2) 九州大学の面影・記憶の継承

- かつてこの地に九州大学が存在したことを示し、九州大学の面影・記憶を継承する「証」となる施設について、新たなまちづくりの中において、街角広場等のオープンスペースなどへの積極的な保存・活用を検討する。
- あわせて、「証」を歩行者空間等に移設するなど、大学の面影を感じながら、記憶をつなぎ・たどることができる歩行者ネットワークづくりを検討する。

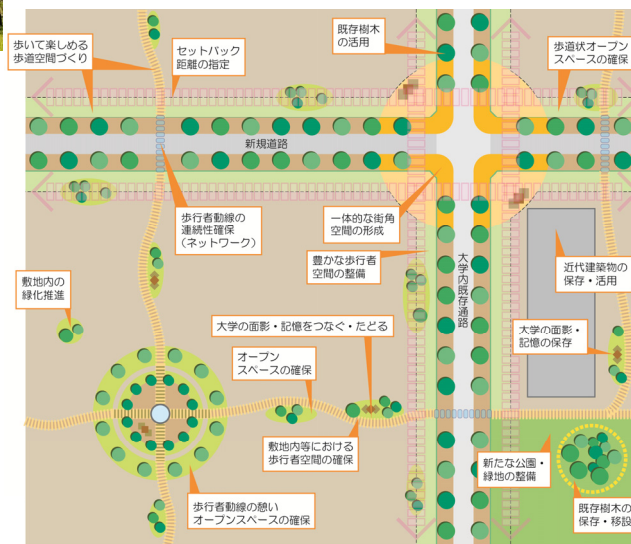
3) 既存樹木の活用

- 箱崎キャンパス地区内の既存樹木について、樹種、樹形、樹齢の状況等に配慮した、現地保存、公園・歩道・民有地等への移植等を検討する。
- 箱崎キャンパスにおいて、現状で樹木等の緑が多く見られるエリアでは、積極的な緑の保全を進める。



■箱崎キャンパスの既存樹木

■まちづくりルールに基づく空間整備イメージ

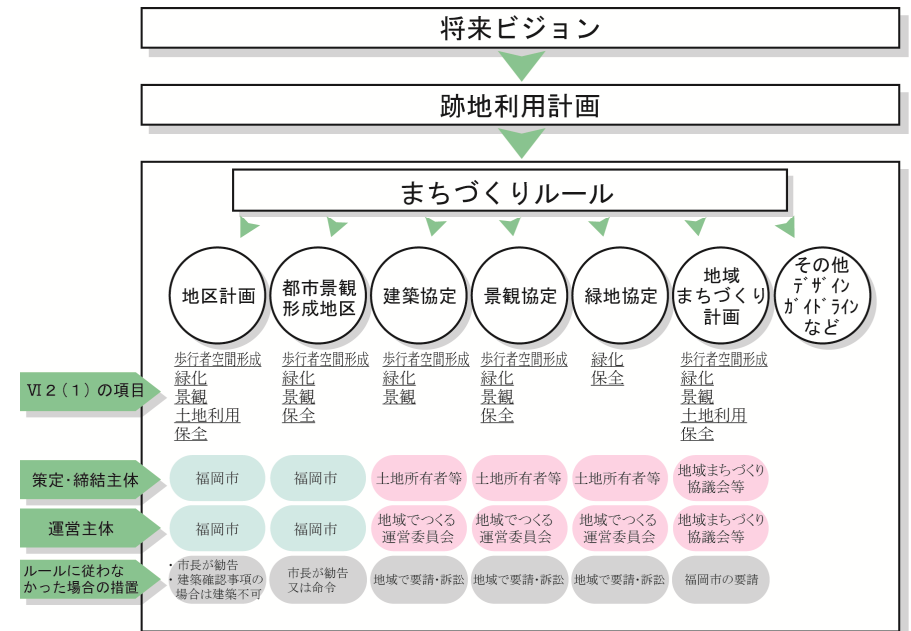


(2) まちづくりルールの実現に向けた手法

まち全体の一体感を創出し、100年後の未来においても誇れるまちをめざすためには、共通のルールに基づいたまちづくりを計画的に進める必要があるため、その実現に向けた適切な手法及びその実施主体を検討する。

- 地区計画決定、デザインガイドライン策定など、まちづくりルールを担保するための適切な手法を検討する。

■まちづくり誘導手法



※上図に示す、地区計画及び都市景観形成地区の策定・締結主体は、決定権者を示しているものであり、具体的な内容の検討は、福岡市、土地所有者、地域住民等で協力して行う。

2. まちづくりマネジメントの考え方

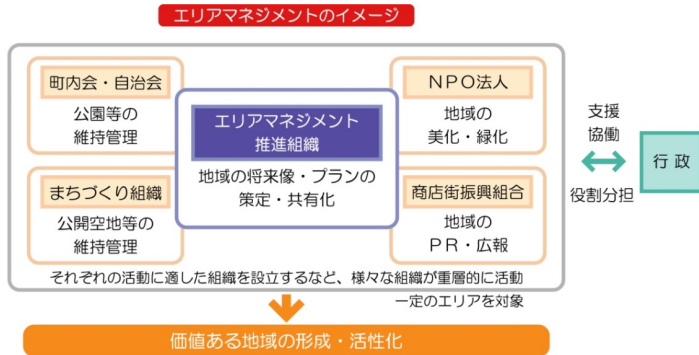
箱崎キャンパス跡地において、良好なまちを形成・持続していくための、まちづくりマネジメントの検討を行う。
 加えて、その実行組織であるエリアマネジメントの活動イメージについても検討を行う。

(1) エリアマネジメントの定義

※「エリアマネジメントのすすめ(国土交通省土地・水資源局 平成22年2月)」より抜粋

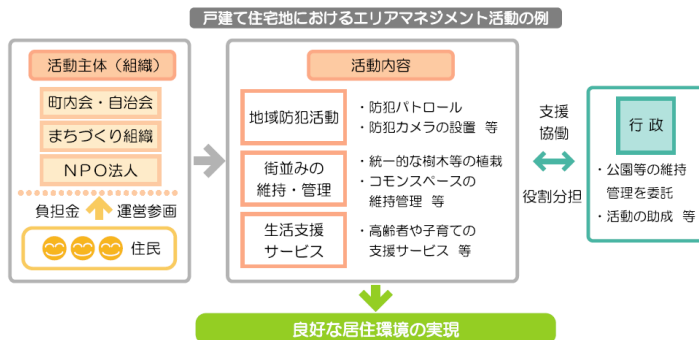
● エリアマネジメントとは

- 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者などによる主体的な取り組み



● エリアマネジメントの活動

- 「良好な環境や地域の価値の維持・向上」には、快適な環境や美しい街並みの形成に加えて、地域ブランド力の向上や安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成など、ソフトな領域のものも含まれる。
- 例えば、戸建て住宅地においては、多彩なエリアマネジメント活動が展開されることにより、地域環境の質が高まることが期待できる。



● エリアマネジメントの効果

① 快適な地域環境の形成とその持続性の確保

- 公共的な空間の維持管理、まち並みに関するルール策定、地域の美化・防犯活動などにより、まちにふさわしい継続的な仕組みを整え、快適な環境を形成・持続させる。

② 地域活力の維持・増進

- イベント開催などにより地域の活力を維持・増進し、また、NPOやボランティアの市民活動が活性化される。

③ 資産価値の維持・増大

- エリアマネジメントにより、美しいまち並みや安全・快適な環境が形成されることで、土地・建物などの資産価値が高まること期待される。

④ 地域への愛着、満足度の向上

- 地域の主体である住民・事業者等の地域への愛着や満足度が高まること期待され、その結果エリアマネジメントへの参画意識がより一層高まり、活動が充実する。

(2) エリアマネジメントの事例

● 柏の葉アーバンデザインセンター(UDCK)【千葉県 柏市】

千葉県柏市北部「柏の葉地域」における公・民・学が連携したまちづくりの拠点として、開設され、主に下記の機能を担っている。

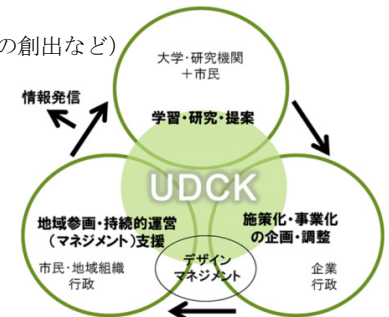
- 新たなまちづくりに係る「学習・研究・提案」を行うシンクタンク機能
- 実際のまちづくりの「調整・支援」を行う事業推進コーディネーター機能
- 市民や社会に対して発信し参画を促す「情報発信」機能

《構成員》

柏市、柏商工会議所、田中地域ふるさと協議会、三井不動産、首都圏新都市鉄道、東京大学、千葉大学

《主な活動内容》

- 学習・研究・提案
(シンクタンクとしての調査・研究・提案、まちづくりスクールなど)
- 実証実験・事業創出
(大学・民間企業の新技術等の実証実験、新規事業の創出など)
- デザインマネジメント



●一般社団法人グランフロント大阪TMO【大阪府 うめきたエリア】

JR大阪駅北側に位置する「うめきたエリア」において、歩道空間の維持管理や歩道上でオープンカフェの実施等を行い、「新しい公共の担い手」としてまちづくりを実施。

《構成員》 12の事業者からなる（三菱地所、阪急電鉄など）

《主な活動内容》

- ・ エリア内の公共空間（大阪北口広場、歩道など）の管理・運営
- ・ エリア内を中心とした交通サービスの提供（巡回バス、レンタサイクルなど）

●NPO法人大丸有エリアマネジメント協会【東京都 大手町・丸の内・有楽町地区】

東京駅を中心とした商業・業務地区である大手町・丸の内・有楽町において、「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」、「大手町・丸の内・有楽町まちづくり懇談会」と相互に連携しながら主にソフト面のエリアマネジメントを行っている。

《構成員》 法人会員 約60、個人会員 約150（2014.4月時点）

《主な活動内容》

- ・ 公開空地を活用したイベント、オープンカフェの実施
- ・ エリア内のガイドツアー

●秋葉原タウンマネジメント株式会社【東京都 秋葉原】

秋葉原周辺の土地区画整理事業により、秋葉原の活力向上の一方で、交通渋滞、治安悪化など、まちの問題が深刻化するおそれがあったため、総合的な課題の解決、さらなる発展を目指して発足した。

《構成員》 地元町会・団体、開発事業者

《主な活動内容》

- ・ 美観推進事業（清掃ボランティア活動など）
- ・ 交通・治安維持（自動二輪駐車場の運営管理、防犯パトロールなど）
- ・ 施設・地区整備（街並み形成、自販機・コインロッカーの設置・運営管理）
- ・ PR・観光推進

●照葉まちづくり協会（TCA）【福岡市 照葉】

地区内の活力あるコミュニティの形成、快適で安全・安心な居住環境や統一感のある街並みの創出・保全・住民相互の親睦を図ることを目的としている。

《構成員》 地区内に居住する住民全員（正会員）

《主な活動内容》

- ・ 福岡市と役割を分担し公園、緑地等の維持管理を実施
（福岡市：剪定、害虫駆除など）
（TCA：清掃、除草など）



■一斉清掃の様子

(3)箱崎キャンパス跡地におけるエリアマネジメント

エリアマネジメント組織の取り組みは、周辺4校区、事業者、九州大学、福岡市などで構成されるまちづくりマネジメントと連携を図りながら、箱崎キャンパス跡地の魅力向上や良好な環境維持のための活動を目指していく。

【箱崎キャンパス跡地における活動イメージ】

●まちの新たな仕組みづくり（対話事業者の提案などを参考に記載）

- ・ 環境性能向上を目指した水素エネルギー活用やスマートコミュニティの推進
- ・ 産学官連携の場の創出による新たなビジネスの可能性検証
- ・ 公共交通とその他交通システムの連携促進や次世代移動手段の実証実験の実施

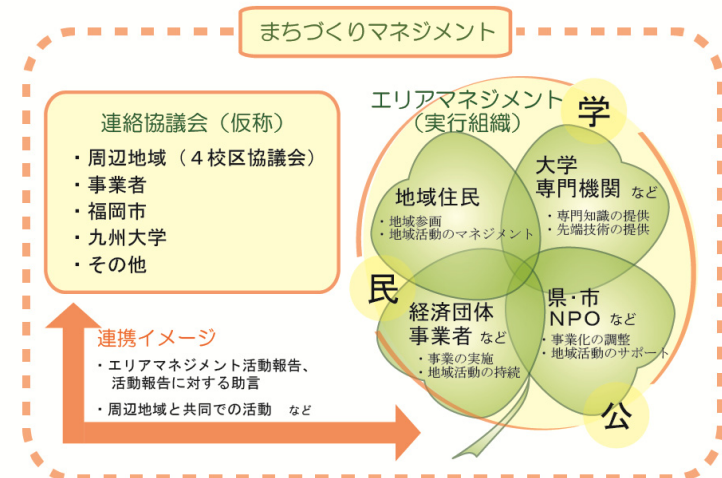
●魅力的な空間づくり

- ・ 公開空地を含めた公共的な空間の活用促進や質の高い維持管理
- ・ 建築協定や地域まちづくり計画などによるまちなみ景観の誘導
- ・ 保存される「大学100年の歴史と緑」をまちの財産として活用

●快適な住環境創出のための地域活動

- ・ 防災、まちづくりをテーマとした市民スクール、ワークショップの開催
- ・ エリアを中心とした防災訓練の実施や防災協定締結など地域防災への取り組み
- ・ 清掃ボランティア活動など地域の美化活動
- ・ にぎわいを生み出すイベントの開催

■まちづくりマネジメントのイメージ



3. 検討対象範囲の考え方

検討対象範囲は、箱崎キャンパス地区（約43ha）との一体的な整備を行うことが有効と考えられる周辺地域を含めたエリアとする。

①箱崎中学校の移転建て替えの検討

- ・ 周辺4校区からの要望を踏まえ、箱崎中学校のキャンパス地区への移転建て替えや、良好な教育環境と安全な通学路の確保について検討を行う。

②駅前にふさわしい土地利用の検討

- ・ 箱崎地区の新たな顔づくりや貝塚駅へのアクセス性向上、交通結節機能の強化（鉄道・バス・タクシー等）のため、駅前広場の整備と駅前にふさわしい土地利用の検討を行う。

③貝塚公園の再配置の検討

- ・ 貝塚駅前の土地利用の検討にあわせ、貝塚公園の箱崎キャンパス地区への再配置を検討する。

④貝塚駅北側エリアを含めた一体的な土地利用等の検討

- ・ 箱崎中学校や九州大学の寮（松原寮・貝塚寮）など貝塚駅北側エリアについても、箱崎キャンパス地区の整備に併せて、良好なまちづくりのため、一体的な土地利用の検討を行う。
- ・ JR鹿児島本線を挟んだ東側エリアの交通利便性向上や、箱崎キャンパス地区側とのアクセス性向上の検討を行う。

⑤外周道路の拡幅による歩行者空間整備の検討

- ・ 箱崎キャンパス地区の外周道路は、歩道が整備されている道路が少ないことから、歩行者の安全性と回遊性向上のため、基本的に箱崎キャンパス側に用地を確保し、歩道及び車道整備の検討を行う。

■検討対象範囲の考え方（案）



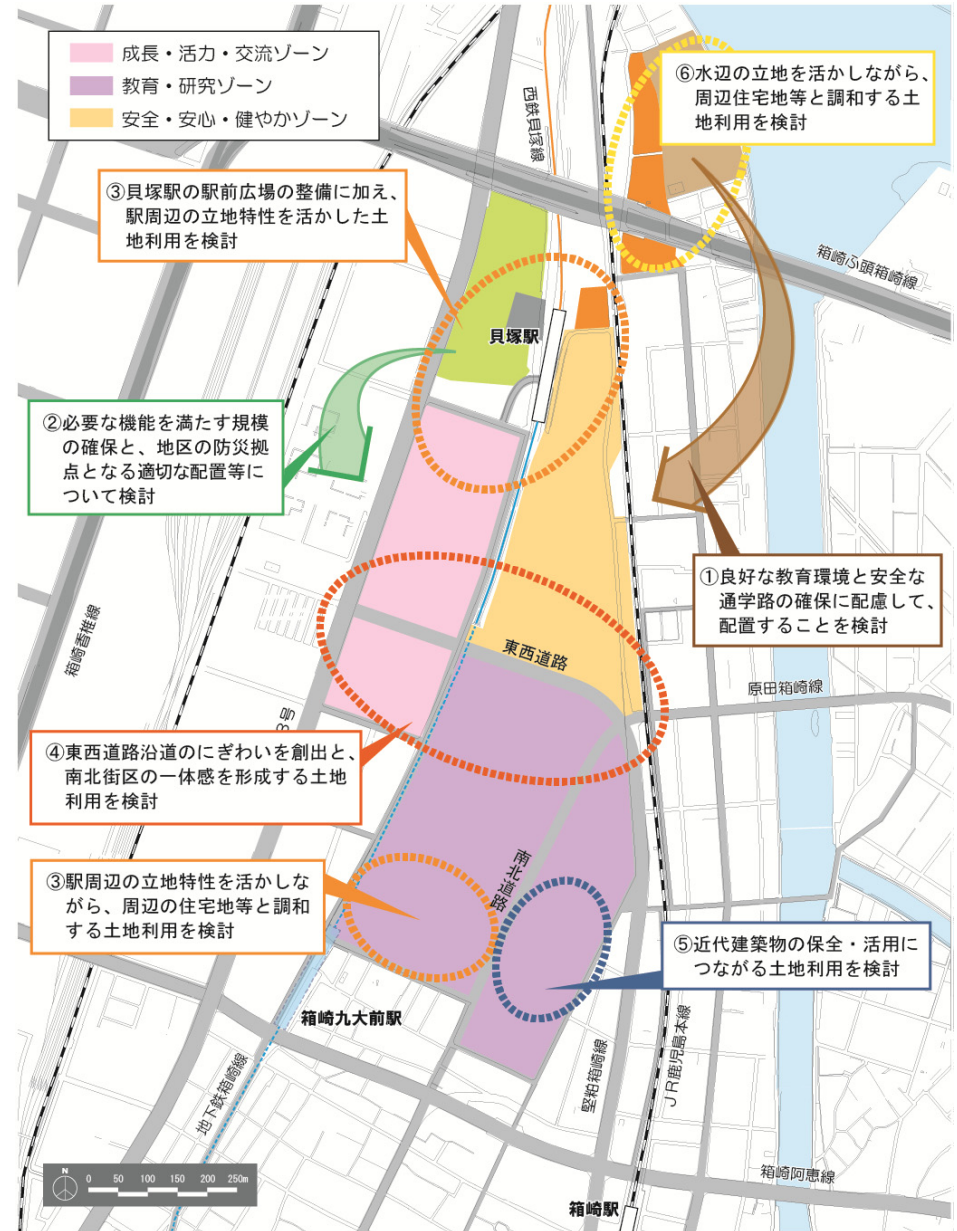
4. 土地利用の考え方

将来ビジョン及び跡地利用計画の土地利用の基本的な考え方を実現するため、以下の考え方を踏まえ、公共施設の配置や土地利用の検討を行う。

【土地利用の考え方(案)】

- ①箱崎中学校は、良好な教育環境と安全な通学路の確保に配慮して、配置することを検討
- ②貝塚公園は、憩いの場としての機能、防災機能、運動機能など必要な機能を満たす規模の確保と、地区の防災拠点となる適切な配置等について検討
- ③駅周辺(貝塚駅・箱崎九大前駅)の立地特性を活かした土地利用を検討
- ④幹線道路(東西道路)沿道におけるにぎわいの創出と、道路を挟んだ南北街区の一体感を形成する土地利用を検討
- ⑤近代建築物の保全・活用につながる土地利用を検討
- ⑥水辺の立地を活かしながら、周辺住宅地等と調和する土地利用を検討

■土地利用の考え方(案)

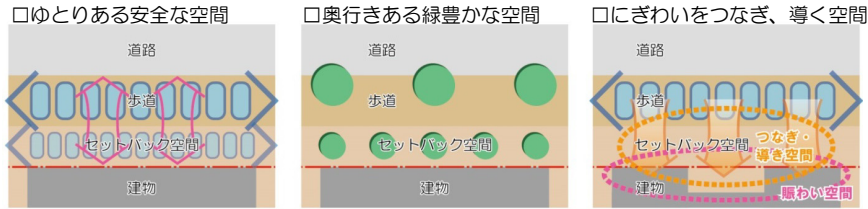


5. 歩行者動線・広場の考え方

まちのにぎわいや回遊性の向上、一体感のある心地よい空間の創出など、まちの品格を高める、公共と民間の空間が連携した歩行者動線について検討する。

(1) 道路を中心とした空間構成の考え方

■ セットバック空間の役割



“まちの品格”を高める役割を担う

■ 主な道路における空間構成の例

		幹線道路		外周道路等
		東西道路	南北道路	
前提となる条件	整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○主要幹線道路の整備 ○東西既成市街地をつなぐ ○まちの一体感・にぎわいの醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助幹線道路の整備 ○南側既成市街地とつなぐ ○箱崎キャンパスの面影の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺道路とのネットワーク形成 ○箱崎キャンパスの既存通路の活用 ○箱崎キャンパス側の用地を活用した道路拡幅
	幅員の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道: 3.0~4.0m ・植栽帯: 1.5m ・自転車通行空間: 1.5m ・車道: 4車線 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道: 3.0~4.0m ・植栽帯: 1.5m ・自転車通行空間: 1.5m ・車道: 2車線 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道: 道路構造令に準拠して整備 ・自転車通行空間: 必要に応じ、路面表示等により整備 ・車道: 相互通行
	自動車動線の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の円滑な交通を確保するため、国道3号、東西道路、南北道路から民有地への自動車の出入りを抑制 ・民有地への自動車の出入りは、幹線道路の裏側等の区画道路から行うことを基本とする 		
検討項目	セットバックの考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道と一体的な、よりゆとりある、安全な歩行者空間を形成 ・街路樹等と一体的な、奥行きのある緑豊かな歩行者空間を形成 ・建物へのエントランス空間を形成するとともに、敷地内のにぎわいと歩道をつなぐ空間を形成 		<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通行量や、歩道の幅員、植栽の状況などから判断し、必要に応じた歩行者空間、緑地空間等を形成
整備イメージ(案)				

◇参考〈セットバックの事例〉◇

【地行浜・百道浜地区地区計画】

- セットバック距離: 3m、5m
- 道路幅員: 代表幅員: 25m、歩道幅員4.5m
- 沿道施設: 商業施設、ホテル、業務施設、医療施設、住宅等

..... 敷地境界



【西福岡マリナタウン地区地区計画】

- セットバック距離: 3m、5m
- 道路幅員: 代表幅員: 18m、歩道幅員4.5m
- 沿道施設: 集合住宅、スーパー

..... 敷地境界



5. 歩行者動線・広場の考え方(つづき)

(2)歩行者動線・広場の考え方

■歩行者動線・広場の考え方(案)

- ・駅への歩行者動線については、できる限り車の動線と分離するなど、歩行者の安全性・快適性に配慮して形成する
- ・セットバックによるゆとりある空間を形成する
- ・大街区で土地利用を行う場合は、民有地等における歩行者空間(フットパス)を設ける



※歩行者ネットワークや民有地等における歩行者空間などは決定されたものではなく、今後の土地利用とあわせて検討していきます。

6. 公園・緑のネットワークの考え方

■公園・緑のネットワークの考え方(案)

- ・セットバック空間や街角広場、フットパス及びその周辺において、積極的に緑化を図る
- ・地区全体をカバーできるようにバランス良く公園を配置する



※緑のネットワークや民有地等における歩行者空間、主な公園などは決定されたものではなく、今後の土地利用とあわせて検討していきます。

7. 近代建築物の保存・利活用

(1)近代建築物活用ゾーンでの取り組み

- 九州大学を象徴する極めて評価の高い近代建築物（工学部本館、本部第一庁舎、正門門衛所、正門）については、保存・活用を前提に運営主体を探っていくとともに、近代建築物にふさわしい機能を導入する。

<今後の検討方針>

- 近代建築物の保存・活用にあたっては、耐震補強や大規模改修（ユニバーサル対応、内装・外装のリニューアル等）を伴うため、土地建物の取得や事業手法について、関係者で検討していく。



(2)その他の近代建築物の取り組み

- 比較的評価の高い近代建築物は、安全性に係る調査を継続し、運営主体による費用対効果を考慮して、取り扱いを検討する。
- 安全性に問題ありと認められる近代建築物は、利活用は困難と思われることから、ファサード保存・記録保存等を含めて、取り扱いを検討する。

<今後の検討方針>

- 九州大学の学識者を中心とした専門的立場から検討を行い、運営主体が再活用を検討するための情報提供及び記録保存等の取り扱い方針を決定する。

■近代建築物の活用事例（既存建物の一部を保存し、一部を新たに増改築した事例）

<p>石川県政記念 しいのき迎賓館（金沢市）【事業主：石川県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1924年（大正13年）に完成した旧石川県庁舎本館の歴史的な外観（南側ブロック）を残しながら、北側に鉄骨鉄筋コンクリート造の新棟を増築している 保存部分の意匠性を損なわないよう基礎免震構造を採用している 	
<p>国立国会図書館 国際子ども図書館（東京都台東区）【事業主：国】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1906年（明治39年）建設の旧帝国図書館の庁舎を活用し、2002年に完成した 改修においては、外装、内装は旧態を残すよう極力保全した 地下部分を免震層にしている 	

8. 既存樹木の保存・利活用

既存樹木の状況

- 平成26年度に既存樹木の保存・利活用検討のため、樹高（高さ）2m以上の樹木を対象として調査を実施した。

<参考：調査状況の抜粋>

ブロック名	ラベル番号	樹種名	樹高	幹周	枝張	幹数
A工区	121	ユリノキ	10.0	0.96	3.0	1
A工区	122	クロガネモチ	5.0	0.71	3.0	1
A工区	123	クロガネモチ	4.5	0.64	3.0	1
A工区	124	クロガネモチ	3.5	0.7	3.0	1
A工区	125	クロガネモチ	3.5	0.64	3.0	1
A工区	126	クロガネモチ	4.0	0.63	3.0	1
A工区	127	クロガネモチ	5.0	0.82	3.0	1
A工区	128	クロガネモチ	4.5	0.67	3.0	1
A工区	129	クロマツ	6.0	0.8	3.0	1

D工区	551	アブラハミ	8.0	1.25	3.0	2
D工区	552	カイズカイブキ	6.0	1.2	3.5	1
D工区	553	カイズカイブキ	4.5	0.78	2.5	1
D工区	554	サクラ	7.5	1.8	8.0	3
D工区	555	サクラ	7.0	2.3	6.0	3

調査により、約3,400本の樹木を確認した

<今後の検討方針>

樹種・樹形及び移植耐性の状況等ならびに記念樹等の情報をもとに、九州大学の学識者を中心とした専門的立場から評価・検討し、これからのまちづくりで必要となる公園や緑地の配置計画に生かされるよう、情報の提供を行う。



近代建築物活用ゾーンのマツ

正門付近のイチヨウ

工学系エリア緑地内のサクラ

【参考資料】想定される都市基盤整備の手法

(1) 都市計画道路の整備

まちの骨格を形成する幹線道路の東西道路と南北道路については、都市計画の手続きを行い、都市施設として整備する予定。

■都市計画道路整備の一般的な施行主体別特徴

施行主体	福岡市	UR都市機構
手法	<ul style="list-style-type: none"> ・街路事業 ・道路事業 ・都市再生整備計画事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・面的整備に合わせた関連公共施設の直接施行 ※国からUR都市機構への直接補助
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、都市計画事業は市が施行する ・道路整備アクションプラン（福岡市策定）に位置付けられた整備中路線の完了時期などを見据えた整備となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・市に代わって都市計画事業を施行することができる（国土交通大臣の承認） ・UR施行の面的整備と合わせて実施する必要がある

(2) 検討対象範囲における面的整備

項目	開発行為	土地区画整理事業
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図る目的で行う、土地の区画形質の変更、公共施設の新設又は変更
必要手続期間	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請手続きに係る期間が比較的短い 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定や事業計画策定等の手続きに期間を要する
特徴	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業に比べ手続きが簡素で、工事着手までに要する期間が比較的短い ・早期の土地利用転換を図ることができる ・単独地権者の場合に有効
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の入替えが可能 ・大きく土地の区画形質を変えることで、環境改善を図ることができる ・国庫補助金等の財政的支援や税制上の優遇措置がある ・複数の土地地権者の場合に有効
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の配分等に影響され、状況によっては事業が長期化する ・手続きに関する事務量が多い

(3) 面的整備の施行主体の検討

① 開発行為における一般的な施行主体別特徴

施行主体	民間事業者	UR都市機構
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が施設整備費を負担 ・公共事業にはない、民間事業者ならではの提案が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物なども含めた一体的なまちづくりの実績とノウハウが豊富 ・独自財源による柔軟な資金計画

② 土地区画整理事業における一般的な施行主体別特徴

施行主体	民間事業者	福岡市	UR都市機構
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 《個人施行》 ・認可の手続きが容易で、期間の短縮が可能 《組合施行》 ※権利者7名以上 ・地権者全員の同意がなくとも、施行が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の課題解決のために取り組む公共事業 ・建物なども含めた一体的なまちづくりの実績とノウハウが豊富 	<ul style="list-style-type: none"> ・市と同等に、公共施設整備を含む公共性の高い事業の実施が可能 ・建物なども含めた一体的なまちづくりの実績とノウハウが豊富 ・独自財源による柔軟な資金計画
事例 (福岡市内)	<ul style="list-style-type: none"> 《個人施行》 ・祇園町(約1.1ha) 《組合施行》 ・橋本(約8.3ha) ・元岡(約16.2ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊都(約130.4ha) ・香椎駅周辺(約20.7ha) ・筥崎(約27.8ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・渡辺通駅北(約2.5ha) ・香椎副都心(約66.3ha)

面的整備については、調和のとれた一体的なまちづくりを経済的かつ迅速に推進できる施行主体を適切に選定していく。